

松山市 F A X 1 1 9 利用規約

(はじめに)

松山市消防局（以下「当消防」といいます。）が提供する F A X 1 1 9 を利用される方は、本規約の全てをお読みいただき、ご同意いただいた上でご利用ください。

(適用範囲)

本規約は、F A X 1 1 9 とこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(サービス概要)

F A X 1 1 9 は、聴覚や言語機能の障がいなどのため音声での 1 1 9 番通報に不安のある方が、ファクシミリ（以下「F A X」といいます。）機能を持った電話機（以下「F A X機」といいます。）から消防専用緊急通報番号「1 1 9 番」を利用して F A X を送信するもので、松山市内の災害と救急のための緊急通報にのみ対応しています。

(利用条件)

- (1) 利用対象者は、聴覚や言語機能の障がいなどのため音声での 1 1 9 番通報に不安のある方で、本市に住所のある方、又は本市に通勤・通学される方です。音声での通報ができる方は音声での 1 1 9 番通報をご利用ください。
- (2) F A X 1 1 9 の利用には、事前の利用者登録は不要です。
- (3) 緊急通報以外には使用できません。

(通報時の注意点)

- (1) 音声での 1 1 9 番通報ができる方が近くにいる場合は、音声での 1 1 9 番通報を依頼してください。
- (2) 通報を行う際には、F A X の送信先として「1 1 9」をダイヤルすることで

利用できます。

- (3) 通報に用いる言語は日本語としてください。日本語以外の言語を使用した場合は、対応に遅れが生じたり、対応できない場合があります。
- (4) 松山市内から送信した場合は当消防が受信し、松山市外から送信した場合は送信地を管轄する消防本部（以下「管轄消防」といいます。）が受信します。この場合、管轄消防がFAXでの119番通報の受信に対応していないときの管轄消防の対応に、当消防では責任を負わないものとします。
- (5) FAX119では、FAX機を使用した電話回線からの受信に対応しています。パソコンなどからの発信やインターネット回線を経由した受信には正常に利用できない場合があります。
- (6) 当消防がFAX119を受信した場合、必ず返信FAXを送信します。FAX119の送信後しばらく待っても返信が無い場合は正常に通信できていない可能性がありますので、再度送信してください。
- (7) 当消防からの返信FAXが確実に受信できるように、通報後しばらくはご使用になったFAX機の使用はお控えください。
- (8) 機会を捉えてFAX119で通報する練習をしてください。その際は、必ずお問い合わせ先FAX番号（利用規約の最後に記載してあります。）へ事前連絡をしてください。
- (9) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

(サービスが利用できない場合)

- (1) 電話会社の工事、メンテナンスと混雑などのため利用できない場合があります。
- (2) 何らかの理由でFAX119での通報ができない場合には、FAX119以外の手段で119番通報を行ってください。
- (3) 当消防は、いかなる補償をすることもなくFAX119の全部又は一部を、停止、変更、休止又は廃止できるものとします。

この停止などで利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当消防

は、何らの責任も負わないものとします。

(個人情報取り扱い)

- (1) 当消防は、FAX119で収集した個人が特定される、又は特定され得る情報（他の情報との照合で個人を特定できる情報を含みます。）（以下「個人情報」といいます。）を、松山市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、この個人情報は、FAX119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外使用はしません。
- (2) 当消防の管轄外に関する通報が行われた場合、その場所を管轄する消防（以下「管轄消防」といいます。）へ通報があったことを連絡します。その際、通報された内容とともに、収集した情報も含めて管轄消防へ提供することがあります。
- (3) 前号の場合、管轄消防から搬送先医療機関へ同様の情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示などのお問い合わせは、当消防までご連絡ください。

(利用者の責任)

利用者は、自己責任でFAX119を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備と通信料の負担は、利用者の責任で行うものとします。当消防は、FAX119を慎重に管理しますが、利用者がFAX119の利用に際して行った一切の行為とその結果に、何ら責任を負わないものとします。なお、利用者にこの行為で被った損害があるとき、その損害の原因が当消防にある場合を除き同様とします。

(禁止事項)

FAX119の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、利用を制限するなどの措置をとらせていただく場合があります。

- ①法令に違反する行為

- ②当消防又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- ③人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- ④公序良俗に反する行為
- ⑤自殺を誘引又は勧誘する行為
- ⑥虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- ⑦当消防の書面での事前の承諾を得ずに、F A X 1 1 9 に関連して営利を追求する行為
- ⑧当消防の F A X 1 1 9 の運営を妨害する行為
- ⑨ F A X 1 1 9 の信用を失墜、毀損させる行為
- ⑩ F A X 1 1 9 を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- ⑪その他、当消防が不適切と判断する行為

(知的財産権など)

- (1) F A X 1 1 9 に関するコンテンツの権利(所有権、特許権・著作権などの知的財産権、肖像権、パブリシティー権など)は当消防又はこの権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、F A X 1 1 9 を利用するにあたって、一切の知的財産に係る権利を取得することはないものとし、当消防は、利用者に、F A X 1 1 9 に関する知的財産権の非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとします。利用者は、F A X 1 1 9 を本利用規約に従ってのみ利用することができます。
- (3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権など、F A X 1 1 9 に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- (4) 本条の規定に違反して権利侵害などの問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任でかかる問題を解決するとともに、当消防に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当消防に損害を与えたときは、当消防にこの損害の全てを賠償していただきます。

(免責事項)

(1) F A X 1 1 9に係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又はこの権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害と紛争に、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(2) 利用者の端末機環境又は通信環境などその他の理由でF A X 1 1 9が正常に利用できない場合がありますが、このことで利用者に生じた損害に、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(3) F A X 1 1 9を利用するにあたり利用者のF A X機に何らかの不具合が生じ利用者に損害が生じた場合であっても、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(4) 天災・事変などの非常事態のためF A X 1 1 9が正常に利用できない場合、当消防は、何らの責任も負わないものとします。

(規約改定)

当消防は、本規約を随時改訂することができるものとします。当消防は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を松山市ホームページ内に掲示することで利用者に告知するものとし、改定後の本規約はこの掲示の時点で効力を生じるものとします。

(協議と管轄裁判所)

F A X 1 1 9に関連して利用者、当消防ないし第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決するものとします。なお、疑義、問題が解決しない場合、この紛争の第一審専属的合意管轄裁判所は松山地方裁判所又は松山簡易裁判所とします。

(お問い合わせ先)

松山市消防局通信指令課

電話 089-926-9103

FAX 089-926-9198

電子メール sbtuusin@city.matsuyama.ehime.jp